

オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会の設置について

1. 経緯

- 2004（平成 16）年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）が成立し、2005（平成 17）年 4 月にオオクチバス、コクチバス、ブルーギル（以下、「オオクチバス等」という。）が特定外来生物に指定された。オオクチバス等は広範囲に蔓延し、防除の必要性が指摘されていた。
- これらを受けて、オオクチバス等の防除事業を効果的・効率的に進める上で、適切な目標設定や防除手法に係る知見・情報を正確に伝達し、防除実施計画の策定方法について明示することを目的に、環境省及び水産庁は、2005（平成 17）年 6 月に「オオクチバス等に係る防除の指針」を作成・公表した。
- 2022（令和 4）年 5 月に、外来生物法が改正。国、都道府県、市町村、事業者及び国民に係る防除に関する責務規定等が追加され、2023（令和 5）年 4 月に全面施行した。
- また、外来生物法改正時に、「特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。」の附帯決議（衆・参）がなされた。
- これらを踏まえ、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2023-2030 において、「外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）やアライグマ等について全国的な指針等を 2024 年度までに策定又は改定する。」という目標が盛り込まれた。
- これら近年の動向及び防除手法に係る最新の知見等を踏まえ、オオクチバス等に係る防除の取組を強化し、対策の実効性を高めるため、「オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会」を【資料 1-2】のとおり設置し、指針の見直しを行うこととする。

2. 想定するスケジュール

<2024（令和 6）年度>

- ・ 7 月：自治体ヒアリング
- ・ 9 月：第 1 回検討会（見直しの方向性と改定素案についてご意見をいただく）
- ・ 10 月～：検討会指摘事項の対応、自治体・専門家ヒアリング
- ・ 12 月～1 月：第 2 回検討会（改定案についてご意見をいただく）
- ・ 3 月：指針を改定

【参考】 オオクチバス等に関する法令、基本方針、計画等について

外来生物法

特定外来生物被害防止基本方針（法第 3 条）

外来種被害防止行動計画

（外来種に関する 中期の総合戦略）

国の対策の実施方針、各主体の役割、対策の優先度の考え方等を整理

生態系被害防止外来種リスト

（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）

具体的対策の整理や特定外来生物の適切な指定等に貢献

オオクチバス等に係る防除の指針

効果的で効率的な防除を実施するために必要となる目標設定や防除手法、防除実施計画の策定方法等について取りまとめたもの。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和 5 年閣議決定）において、
「行動計画」、「リスト」及び「オオクチバス等に係る防除の指針」の改定が規定

1-3-31 特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し

2022 年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、「外来種被害防止行動計画」及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。

1-3-35 定着した特定外来生物の対応のための支援

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）やアライグマ等について、効果的な被害防止対策をとっていくための指針等を検討する

外来魚駆除マニュアル等

- 水産庁は、オオクチバス等による漁業被害を防止するため、生息状況の把握や漁具・漁法の検討、効果的・効率的な防除手法の開発を実施し、その成果をマニュアル「だれでもできる外来魚駆除 1～3」、「外来魚に立ち向かう」や報告書に取りまとめ公表。また、防除指針やこれらのマニュアル等を踏まえて防除を実施する内水面漁業者等に対し、経費の支援を実施。
- 全国内水面漁業協同組合連合会においても、外来魚の分布や駆除活動等の調査や駆除マニュアルの作成を行い、ホームページで公表。